まちづくり環境委員会 令和4年10月14日

鉄道・都市づくり部 資料8番

所管 鉄道・都市づくり課

大田区駐車場整備計画の改定について

蒲田の現状

蒲田駅周辺は商業地域が広がっており、平成 10 年当時は重利用者が多 く駐車需要が増加していたため、駐車場整備地区(区内では蒲田地区のみ) を対象とした「大田区駐車場整備計画」を策定し、アロマスクエアや本庁舎 地下の駐車場整備を行った。

そういった中で、平成30年及び令和3年に実施した調査では、駐車場整 備地区全体で駐車場の供給超過が判明している。

近年では、駐車場整備地区内における駐車場の乱立、土地の低未利用を防 ぎ、駐車場の需要に応じた荷捌き駐車場を含む、駐車場の量の適正化や、歩 行者と車との錯綜、まちなみ・歩道の分断を改善することを目的に、平成 14 年東京都駐車場条例が改正され、この中で、駐車場の配置に関する質の適正 化の考え方が示され、地域特性に応じた、地域ルールによる駐車施設の設置 が可能となっている。

蒲田においても、地域の実情に合わせた駐車場配置の適正化に向けた検討 が求められている。

〈地域ルール〉

東京都駐車場条例は、原則として建築物単位に一律の基準によっ て駐車施設の設置を義務づけている。しかし、地域によっては、基準 どおりに駐車施設を設けることにより、公共交通機関が集中する地 区で駐車場の供給が過剰になるなど、不合理な場合がある。

このため駐車場整備計画が定められている区域において、必要な 駐車施設の確保が図られている場合に、駐車施設の台数の軽減、駐車 施設の集約設置等、地域特性に対応した駐車施設の設置を可能にす るもの。

2 整備計画の改定

この様な状況を踏まえ、都市計画マスタープランや蒲田駅周辺地区グラン ドデザインでは、蒲田駅舎や駅ビルの機能更新及び再開発事業の促進と共に、 歩行者の安全性・快適性の向上などを図ることが記載され、今後は駐車場整 備計画を改定し、駐車場地域ルールの策定に向けた検討を進める。

地域ルールの策定にあたっては、以下のステップを踏む必要がある。

- ① 駐車場整備計画の改定(地域ルールについて、必要な内容を位置づけ) 令和4年度~ 大田区駐車場整備計画改定 ※学識経験者・国交省・東京都・警察・区で構成
- ② 駐車場地域ルールの検討

令和5年度(予定) (仮) 駐車場地域ルール策定協議会設置

- 令和6年度以降(予定) (仮) 駐車場地域ルール運用協議会設置
- ※学識経験者・国交省・東京都・警察・区・地域住民等で構成予定

